

高齢の方や障がいのある方の支援関係者のみなさんへ

支援している方が**逮捕**されてしまったら…
すぐに**当番弁護士**を呼んでください！
(平日午前10時～午後3時)

逮捕直後に弁護人がつくかどうかでその後の状況が大きく変わります！ 悩む前にお電話を！



●当番弁護士を呼ぶメリット●



障がい者の弁護に
詳しい弁護士
を呼べます

早期の釈放に
向けた活動が
できます
(示談など)

警察にも
障がいへの配慮
を要請します

初回接見費用無料！
2回目以降は資力に応じて
援助制度あり。

本人・家族でなくても
支援者や事業者も
依頼できます

◆当番弁護士を呼ぶ流れ◆

①まずは、以下にお電話を！

電話03-3580-0082

東京三弁護士会当番弁護士センター

受付時間：平日午前10時から午後3時

平日以外にご連絡いただいた場合、障がい者の弁護に詳しい弁護士を派遣できないことがあります。

②逮捕された方のお名前、拘束されている場所、あなたの名前、ご本人との関係、あなたの連絡先等を伝えて下さい。障がいのある方は、障がいの概要、手帳の有無などもお伝え下さい。（詳しくは裏面をご覧ください。）

③当番弁護士がご本人に接見（面会）に行きます。



● 当番弁護士制度について ●



弁護士会の制度なので安心です

- 初回の当番弁護士派遣費用は弁護士会が負担します。
- その後、当番弁護士が引き続き弁護活動をする場合も、一定の資力要件を満たせば弁護士費用の負担が免除されます（刑事被疑者弁護援助制度及び国選弁護人制度）。
- 東京の各弁護士会では、一般の当番弁護士の名簿とは別に障がい者刑事の名簿が作成されており、障がい者刑事弁護に詳しい当番弁護士が派遣されます。

派遣要請が重複してもかまいません

- 障がいのある方は、自分で当番弁護士を呼べないこともあります。
- 警察では、逮捕直後に当番弁護士制度を教えていなかったり、「今弁護士を呼ぶと不利になる」などと言って当番弁護士を呼ばせないようにすることがあります。
- 本人やご家族からの当番弁護士派遣要請と重複があっても、当番弁護士センターの方で把握できますので問題ありません。

依頼の電話でお伝えいただきたいこと

- 逮捕された方のお名前・生年月日・年齢・通訳の要否と言語
- 電話しておられる方のお名前・ご住所・連絡先電話番号・逮捕されている方との関係・罪名・逮捕日時・逮捕されている場所
- 逮捕された方に障がいがあること（詳細は当番弁護士からお聞きします）

当番弁護士を依頼した後の流れ

- 原則として当日中（遅くとも翌日）に当番弁護士がご本人と接見します。
- ご本人の希望があった場合、以後、弁護人として活動をします。
- 軽微な事件の場合、弁護士がつくことで早期に釈放されることもあります。
- ご本人の意思を尊重しながら、ご家族や支援者のみなさま、福祉関係者・行政などと協力して、事件処理にあたります。